

〔論文〕

戦前京都における朝鮮人教会に関する一考察^{*}

李 相 勲

名古屋学院大学国際文化学部

要 旨

戦前日本における朝鮮人教会の多くは、1934年に設立された在日本朝鮮基督教会に属する教会・伝道所であったが、日本の教会に所属する朝鮮人教会や朝鮮人信徒も存在した。本研究の研究対象である戦前京都においても在日本朝鮮基督教会系の教会のほか、日本の教会に所属する朝鮮人教会や朝鮮人信徒らが存在した。本研究の目的は、戦前京都の朝鮮人教会について、これまで明らかにされてこなかった点を明らかにすると共に、重要な点をめぐる先行研究の誤認を修正することにある。本研究では、既存の資料に加え、日本キリスト教界・宣教師・官憲関連の新資料を用いつつ、まず在日本朝鮮基督教会系の諸教会・伝道所に注目し、その形成と歩みを整理した後、京都中央教会の設立、官憲による同教会教会堂の使用不許可、日本基督教会への京都南部教会の加入の3点について検討し、次に日本の教会に所属していた朝鮮人教会および朝鮮人信徒について考察する。

キーワード：在日本朝鮮基督教会、京都中央教会、日本基督教会、ナザレン教会、セブンスデー・アドベンチスト

A study on Korean churches in prewar Kyoto

Sanghoon LEE

Faculty of Intercultural Studies
Nagoya Gakuin University

^{*}本稿はJSPS科研費 JP22K00075の助成を受けた成果の一部である。なお本稿は、2023年3月4日に開催されたキリスト教史学会西日本部会における発表原稿を加筆修正したものである。

発行日 2025年1月31日

1. はじめに

戦前日本における朝鮮人教会の多くは、在日本朝鮮基督教会に属する教会・伝道所であった¹⁾。この教団は、1908年の朝鮮人留学生を中心とした東京における教会の形成をその起点とする教団である。東京の宣教活動は、当初は朝鮮の長老教会によって担われていたが、1912年からは朝鮮の長老教会とメソジスト教会によって組織された在日朝鮮人活動委員会がその活動を受け継ぐことになった。その後、1921年からその働きが在朝プロテスタント宣教師連合公議会（the Federal Council of Protestant Evangelical Missions in Korea, 以下、宣教師公議会）によって引き継がれる中、その宣教地域も関西や九州などに広まっていった。1925年からは、宣教師公議会と朝鮮イエス教連合公議会（韓国基督教教会協議会の前身）の共同で在日朝鮮人宣教が担われるようになる。そして1927年にカナダ長老教会がこの働きに加わり、同教会のL・L・ヤング（Luther L. Young）が在日朝鮮人宣教を統括する中、1934年2月に在日本朝鮮基督教会が設立されるに至る²⁾。戦前京都においては、この教団に連なる教会・伝道所が最も多かった。

戦前の日本には、在日本朝鮮基督教会以外の朝鮮人教会も存在した³⁾。本研究が対象とする京都においても、多くはないがそのような教会が存在したが、これまで研究の対象とはあまりされてこなかった。戦前京都の朝鮮人教会を扱った先行研究はいくつかあるが、未だ明らかにされていない点は多く残されていると言える。

本研究の目的は、これまで明らかにされてこなかった点をできる限り明らかにすると共に、重要な点をめぐる先行研究の誤認を修正することを通して、戦前京都の朝鮮人教会についての理解を進めることにある。

戦前京都の朝鮮人教会を扱った先行研究のうち、特に重要なものは、兪錫溶他編『在日大韓基督教京都教会50年史』（以下、『京都教会50年史』）、金守珍『京都教会의 歴史（1925～1998）』（以下、『京都教会の歴史』）、鄭富京「戦時下における在日本朝鮮基督教会（1908～1945）：京都における在日本朝鮮基督教会を中心に」の三つである⁴⁾。

『京都教会50年史』は、在日大韓基督教京都教会の通史である。同書は、京都の朝鮮人教会に関する最初のまとまった形の叙述であるという点で重要であるが、年代に関して混乱が見られるほか、

- 1) 本研究では、「戦前」を1945年の日本の敗戦までの時期を指す言葉として用いる。また「日本」という言葉を当時日本側が「内地」と呼んでいた地域を指す言葉として用いる。在日本朝鮮基督教会は、1936年の日本基督教連盟への加盟の際に「朝鮮基督教会」と名称変更しているが、本研究においては、名称変更後の時期に関する記述においても、一貫して「在日本朝鮮基督教会」との名称を用いる。
- 2) 拙稿「조선 장로회와 감리회에 의한 재도교 조선인에 대한 공동선교-1920년대 후반부터 1930년대 후반까지를 중심으로-」『신학논단』第96輯（2019年6月）、198-200頁参照。
- 3) 例えば、東京の朝鮮人教会に関しては、拙稿「東京における朝鮮人教会の形成と接点—1920年代半ばから1945年までを中心に」『宣教学ジャーナル』第13号（2019年）を参照のこと。
- 4) 兪錫溶他編『在日大韓基督教 京都教会50年史』在日大韓基督教京都教会50年史編纂委員会、1978年；金守珍『京都教会의 歴史（1925～1998）』쿰란出版社、1998年；鄭富京「戦時下における在日本朝鮮基督教会（1908～1945）：京都における在日本朝鮮基督教会を中心に」同志社大学神学研究科修士論文、2001年。

個教会の通史ということもあり、戦前に関する叙述においては京都中央教会時代の自教会に集中したものととなっている。本研究は、京都中央教会を重要な対象の一つとするが、それ以外の教会・伝道所も考察対象に含んでいる。

『京都教会50年史』から20年後に刊行された『京都教会の歴史』は、同じく在日大韓基督教会京都教会の通史であり、京都中央教会に関する記述が大半を占めている。同書の特徴は、『京都教会50年史』が用いることのなかった朝鮮側の資料（例えば『基督申報』）を駆使している点にある。『京都教会の歴史』について本研究との関連の中で最も注目すべき点は、1919年11月に京都在住の朝鮮人留学生らが礼拝を開始したことや1922年9月時点で「京都朝鮮人基督教会」と呼ばれる教会が存在したことに言及し、京都教会がすでにこの時点で創立されていたとする一方、京都教会の創立年月日は、朝鮮から留学に來た崔明鶴という人物が礼拝を主導し始めた1925年であるとしている点である⁵⁾。これら二つのことが両立するのかどうかの議論は脇に置くとして、これらの点について所見を述べておくと、京都教会の歴史は1919年11月の留学生礼拝の開始に遡ることができると同書は見ているようであるが、その論拠はほぼ何も示されておらず、論旨が飛躍してしまっていると言える。この留学生礼拝と京都中央教会との関係を考察することは、本研究の課題の一つでもある。また『京都教会50年史』の記述にも当てはまることであるが、『京都教会の歴史』の中の崔明鶴の京都滞在の年代に誤りが見られる。この点についても本研究において明らかにしたい。

鄭富京の修士論文「戦時下における在日本朝鮮基督教会」は、京都中央教会に加え、戦前の在日本朝鮮基督教会系⁶⁾の教会・伝道所を網羅的に扱った唯一の研究である。さらに同研究は、本研究でも扱う日本基督教会賀茂川教会に所属していた朝鮮人信徒について考察した最初の研究でもある。本研究では新たな資料を用いつつ、賀茂川教会の朝鮮人信徒に関して、「戦時下における在日本朝鮮基督教会」では立証できなかった部分を取り扱う。

本研究では、先行研究で用いられてきた資料に加え、これまで用いられてこなかった、日本のキリスト教界および宣教師の資料や官憲資料を用いつつ、まず京都における在日本朝鮮基督教会系の諸教会・伝道所について考察する。次に日本の教団に所属していた朝鮮人教会および朝鮮人信徒について考察する。具体的には、先述の賀茂川教会に加え、これまで研究されたことのない日本ナザレン教会内の朝鮮人教会およびセブンスデー・アドベンチスト教会に所属していた朝鮮人信徒について考察する。

2. 在日本朝鮮基督教会系の諸教会

2.1. 教会・伝道所・祈祷所の形成とその歩み

本節では、先行研究と重複する部分も多くあるが、本研究の議論にとって必要であり、また新たな資料的発見もあることから、これまで明らかにされてこなかったことにも触れつつ、在日本朝鮮基督

5) 金守珍『京都教会의 歴史』, 57-61頁。

6) 本研究においては、1934年の在日本朝鮮基督教会の設立以前に関しても、この教団の流れに属する教会を在日本朝鮮基督教会系の教会・伝道所と表現することにする。

教会系の諸教会・伝道所の形成とその歩みについて素描する。

京都における朝鮮人伝道に関しては、1910年代の中盤に在日朝鮮人活動委員会が関心を示していたことが記録に残されている。同委員会によって1914年から東京の留学生教会に派遣されていた呉基善牧師は、朝鮮人労働者300名が住む大阪・京都に牧師1名を派遣することを提案している。この提案を受け、同委員会では委員の一人であったクラーク(Charles Allen Clark / 米国長老教会宣教師)を1914年10月に日本に派遣し、大阪・京都・神戸における朝鮮人の状況について調査させたが、この時点では牧師派遣には至らなかった⁷⁾。

その後、先行研究でも指摘されているように⁸⁾、1919年11月に京都帝国大生であった李順鐸らを中心に京都在住の朝鮮人留学生たちが集まり、京都帝大YMCA会館を臨時に借りて礼拝を開始したが、これが現在まで確認されている中では最初の京都における朝鮮人キリスト教共同体となる。この集りはその後、工場労働者たちも加わる中で「教会」と呼ばれるようになる。1922年5月3日付の『基督申報』の記事には、1919年に始まったこの教会の住所がその当時、「上京区室町通築地町」であったことや同年1月から教会堂において労働夜学校が開始され、京都帝大生の李寛求や尹日善らが講師を務めていたことなどが記されている⁹⁾。この住所地には、「Shin-ai Sunday-school building」という名称のアメリカン・ボード関係の建物があったが、その建物を借りて朝鮮人教会は礼拝や夜学校を行っていたのである¹⁰⁾。

京都での活動を含む在日朝鮮人活動委員会が担っていた在日朝鮮人宣教が、1921年からは在朝プロテスタント宣教部連合公議会に引き継がれるようになったことは先述の通りである。1922年9月に開催された宣教部公議会の年会では、京都には35名ほどからなるグループが一つあり、そのうちの女性たち10名は工場労働者であるが、仕事の関係上、日中には教会に集えないことなどが報告されている¹¹⁾。この報告からは、この当時、京都の朝鮮人教会には学生以外にも工場労働者らが集っていたことを知ることができる。

-
- 7) 拙稿「초기 제일조선인 선교에 대한 재고찰-미국 선교단체의 역할을 중심으로」『한국교회와 역사』47号(2017年9月), 293-294頁。
- 8) 金守珍『京都教会의 歴史』, 58-59頁; 李清一『在日大韓基督教会 宣教100年史(1908~2008)』かんよう出版, 2015年, 54-55頁。
- 9) 「교회통신/일본경도에/鮮人基督教」『基督申報』1922年5月3日, 4頁。同記事では、同教会の始まりは「1919年10月」とあり、1919年11月に李順鐸らが開始したものとは異なる共同体であるとも解釈できるが、「1919年10月」は誤記であろう。なお李順鐸や李寛求・尹日善については、鄭鍾賢『帝国大学の朝鮮人:大韓民国エリートの起源』渡辺直紀訳、慶應義塾大学出版会、2021年を参照のこと。
- 10) “Supplement to Kyoto Number of Japan Mission News March 1922,” *Japan Mission News*, Vol. 25, No. 7(March 1922), 1. なお同資料では、夜学校が始まったのは2月1日頃であったとされている。
- 11) “Report of Committee on Work among Koreans in Japan,” *Eleventh Annual Meeting of the Federal Council*, 44. 同報告書では、朝鮮人は「同志社の建物の一つ」を借りて礼拝を行っていたことが記されている。この建物は、先の「Shin-ai Sunday-school building」のことであると考えられる。1915年のアメリカ・ボード日本宣教部の記録によれば、「Shin-ai Sunday-school building」は同志社が所有する土地に建てられたものであったが、1929年までは宣教部に使用権のある建物であった。*American Board Property in Japan 1915*, 7.

この頃、朝鮮から派遣されていた金二坤牧師が関西地方での宣教活動を担当していた。1922年3月に神戸に赴任した金二坤は、兵庫・大阪・京都を巡回しつつ組織を整えていったが、そのような中、同年11月に関西地方在留朝鮮人キリスト教伝道会が設立され、京都の地方委員として「チェ・ジェフン」という名の人物が選出されたほか、役員として京都帝大生であった李寛求らが選ばれている¹²⁾。金二坤は約2年間の活動を終えて朝鮮に戻った後、1924年1月9日に基督申報社を訪問し、関西地方の朝鮮人教会が置かれていた状況について語っている。それによると、京都に住む朝鮮人信徒は100名余りであり、そのうち教会に集まっているのは約30名であった¹³⁾。

その後、京都の朝鮮人教会は学生のみが集まる集会となったようである。1924年9月から宣教部公議会によって関西地方に派遣されていた朴淵瑞牧師は、『基督申報』に寄稿した文章の中で、京都の状況について次のように述べている。「京都には労働する同胞が2, 3000名いるが、この兄弟たちのために礼拝集会所はなく、ただ学生17, 8名が集まって礼拝しているだけである」¹⁴⁾。1924年11～12月に2週間にわたって宣教部公議会によって派遣され、朴淵瑞の働きを視察したハーディー (R. A. Hardie / 米国南メソジスト監督教会宣教師) も、京都では学生たちが「日本の教会」を借りて礼拝を行っていたことを報告している¹⁵⁾。

翌年の1925年9月に『基督申報』に掲載された同年6月現在の統計によれば、京都の教会は1箇所だけであり、洗礼教会員は15名であった¹⁶⁾。その後、京都の朝鮮人教会は、1927年頃までには「京都우리教会」(京都ウリ教会 / 「우리」(ウリ) は「私たち」の意) と呼ばれるようになっていたようである¹⁷⁾。このように、1919年11月以来、朝鮮人キリスト教共同体が京都に存在したことを確認することができる。これまで見てきた資料からは、1919年11月に始まる朝鮮人キリスト教共同体の後身が京都ウリ教会であることを確証することはできないが、その可能性は決して低くはないと考えられる。

1919年11月以来、後の在日本朝鮮基督教会に連なる朝鮮人教会は、京都においては京都市内にあった教会1箇所のみであったが、1924年頃には京都府の木津町に「関西線木津駅前教会」が設立される。この教会は、1940年代前後まで存続する「木津伝道所」のことであったと考えられる¹⁸⁾。京都市内においても1930年前後に教会が増加している。1930年7月30日付の『基督申報』は、京都に朝鮮人教

12) 金禹鉉「神戸伝道事業에就아야」『基督申報』1923年1月10日, 8頁; 「日本／관서지방의 伝道会創立」『基督申報』1923年2月7日, 4頁; 「関西地方에朝鮮耶蘇教伝道状況報告」『基督申報』1923年3月7日, 7頁。

13) 「牧会者를苦待하는／関西数萬の生靈／헤어린양을거두려갈자이누구인가」『基督申報』1924年1月16日, 3頁。

14) 「関西教会의近況」『基督申報』1924年11月12日, 2頁。本研究における韓国語からの翻訳はすべて筆者による。朴淵瑞牧師は、1927年3月まで関西地方において在日朝鮮人宣教に従事した。「朴牧師送別会」『基督申報』1927年4月20日, 3頁。

15) R. A. Hardie, “Koreans in Japan,” *The Korea Mission Field* 21-6(June, 1925), 121. この「日本の教会」がどの教会なのかについては、現在までのところわかっていない。

16) 「関西地方朝鮮教会情况」『基督申報』1925年9月9日, 3頁。

17) 「京都우리教会／卒業祝賀紀念礼拝」『基督申報』1927年5月4日参照。

18) 「교회통신: 관서의전도망침」『基督申報』1924年5月7日, 4頁。関西中会の会録(3～5回)には毎回、木津祈祷所(伝道所)の住所が「京都府木津駅前 朴勝文 方」であったことが記されている。例えば、『朝鮮基督教 関西中会第三回会録』(1936年), 33頁。

会が3箇所存在することを伝えている。すなわち、京都東部教会（京都帝大YMCA会館内）・京都中央教会（京都市壬生高樋町）・京都南部教会（京都市東九条岩本町）の3教会である¹⁹⁾。京都ウリ教会とこれらの教会（主に京都中央と京都東部）との関係については後に触れるが、京都南部教会に関しては、『京都教会50年史』に「九条教会との名称で1928年頃に設立された」との記述があることや、1939年11月26日に開催された京都中央教会諸職会（役員会）の記録に京都南部教会の創立10周年記念祝賀式に祝賀金を贈ることを決定したとの記述があることから、その設立時期は1929年頃であったと推測される²⁰⁾。

さらに1931年4月1日付の『基督申報』には、これらの教会に加え、伏見教会が存在していたことが記されているので²¹⁾、1930年7月から1931年3月頃までの間に伏見教会が設立されたことを知ることができる。また1934年2月に開催された在日本朝鮮基督教会の第1回大会の記録には、京都中央・南部・伏見の各教会の住所は掲載されているが、京都東部教会は掲載されていないのを見ると、遅くとも1934年2月までのある時点で京都東部教会は閉鎖されていたことがわかる²²⁾。「学生教会」²³⁾とも呼ばれ、学生中心であったと考えられる京都東部教会が閉鎖された後の1934年5月には、同教会が置かれていた京都帝大YMCA会館に近い田中玄京町に田中伝道所が設立されている²⁴⁾。1941年8月の田中伝道所の状況について言及した記録では、同伝道所には「専門学校以上の学生信徒が多かった」ことが記されており²⁵⁾、信徒層が京都東部教会と類似していたことがわかるが、これら二つの共同体のつながりについて確認できる資料は現在までのところ見つかっていない。

上に見てきた教会・伝道所以外にも、1934年6月に京都嵐山祈禱所が設立されたほか、同時期に朝鮮人の多住地域である吉祥院にも祈禱所が設立されている²⁶⁾。

19) 「外地에잇는朝鮮教会」『基督申報』1930年7月30日，4頁。

20) 俞錫潯他編『在日大韓基督教 京都教会50年史』，68頁；『京都中央教会 会録』（1938年～1942年12月）。なお『京都教会50年史』に関しては、「年月日」についての誤りが多く散見されることから、「1928年」ではなかった可能性も高いと考えられる。

21) 영재영「在日本朝鮮예수教会狀況（四）」『基督申報』1931年4月1日，4頁。

22) 『在日本朝鮮基督教会第一回大会々録』（1934年），35-37頁。

23) 「海外同胞消息片片：（京都）」『基督申報』1931年1月21日，5頁。

24) 「教界通信／京都田中幼稚園設立」『基督申報』1934年11月28日，2頁。田中伝道所については、鄭富京「戦時下における在日本朝鮮基督教会」，42-46頁を参照のこと。

25) 「朝鮮基督教京都田中伝道所迫害・弾圧状況調査」（在日韓国基督教会館所蔵）。

26) 京都嵐山祈禱所の設立については、「京都嵐山祈禱所」『基督申報』1935年6月5日。1935年6月4日には、京都嵐山祈禱所が創立1周年記念伝道講演会を開催している。また1936年11月15日および12月6日の京都中央教会の諸職会（役員会）において、嵐山祈禱所を同教会に合併することが決定されたが、1936年12月21日の議事内容から察するに、その後の合併は円滑には進まなかったようである。1938年10月25日の諸職会時点でも嵐山祈禱所は存続していたが、『京都教会50年史』によると、その後、1941年に太秦警察署の特高課によって閉鎖を余儀なくされた。一方、吉祥院祈禱所に関しては、1934年5月9日開催の京都中央教会諸職会にて吉祥院祈禱所の新設にあたっての責任者が決定されているほか、同年7月23日の諸職会で吉祥院祈禱所の経費は京都中央教会が負担することが決められている。また1936年11月15日の諸職会で同祈禱所を京都中央教会に合併することが決定されているので、この頃に吉祥院祈禱所は閉鎖されたと考えられる。「京

ここで、この「祈祷所」と「伝道所」という二つの用語について見ておきたい。現存する在日本朝鮮基督教会関西中会の記録（第3～5回）には、「教会」のほかは「祈祷所」しか出てこず、先の「田中伝道所」も「田中祈祷所」と記されている。また、1934年に制定された在日本朝鮮基督教会の憲法および大会規則には、「祈祷所」および「伝道所」についての規定は存在しなかった²⁷⁾。これらのことから、当時の在日本朝鮮基督教会においては、祈祷所と伝道所はその境界が曖昧な、時には互換可能な用語として使用されていたのではないかと考えられる。

これらの教会・伝道所（祈祷所）はその後、日本基督教会に吸収合併されることになる。京都中央・京都南部・伏見・田中・木津の5教会・伝道所は1940年2月付で日本基督教会側に加入願を提出し、1940年4月に開催された日本基督教会の第63回浪速中会において承認されている²⁸⁾。ただし木津伝道所に関しては、1940年2月付で加入願を提出していたが、1940年6月現在の浪速中会所属教会・伝道教会・伝道所の住所録に掲載されていないことや、浪速中会で廃止・脱退の報告がなされていないことから、実際には何らかの理由で加入しなかったと考えられる²⁹⁾。

加入後の名称は、それぞれ西京伝道教会（京都中央）、京都南伝道教会（後に京都南教会／京都南部）、伏見西伝道教会、田中伝道教会であった。このうち京都南部教会に関しては、日本基督教会への加入をめぐって異なる動きも行なっているが、そのことについては後述する。

その後、1941年7月に京都南教会および伏見西伝道教会を牧会していた黄善伊牧師ほか京都における朝鮮人教会の指導者らが治安維持法違反によって検挙される中、京都南教会・伏見西伝道教会・田中伝道教会の解散通知が浪速中会に送られ、同年9月29日の臨時浪速中会において京都南教会による解散願の受理が可決されたことが同中会の議事録に記されている³⁰⁾。田中・伏見西伝道教会の解

都嵐山祈祷所／創立一周年記念伝道講演会』『基督申報』1935年6月26日、2頁；『朝鮮耶蘇京都中央教会 職員会会録』（1931年3月1日～1937年12月23日）；『京都中央教会 会録』（1938年～1942年12月）；兪錫濬他編『在日大韓基督教 京都教会50年史』、74、130頁。なお吉祥院への朝鮮人の流入過程については、高野昭雄「戦前期京都市郊外吉祥院における朝鮮人の流入過程」『在日朝鮮人史研究』第35号（2005年10月）を参照のこと。

27) 在日本朝鮮基督教会の憲法および大会規則は、李清一『在日大韓基督教会 宣教100年史』、311-324頁に収録されている。

28) 各教会・伝道所の「加入願」は在日韓国基督教会館所蔵。浪速中会の記録では、在日本朝鮮基督教会の42教会・伝道所および教職者17名の加入願が提出されたのは、1940年1月16日のことであると記されている。『第六十三回浪速中会記録及附録』（1940年）、15頁。在日本基督教会の日本基督教会への吸収合併については、五十嵐喜和『朝鮮基督教会』合併問題』上・中・下、『福音と世界』1992年5・6・7月号を参照のこと。

29) 『第六十三回浪速中会記録及附録』（1940年）、62-74頁参照。

30) 李清一『在日大韓基督教会 宣教100年史』、141-142頁；鄭富京「戦時下における在日本朝鮮基督教会」、36頁。なお解散後、京都南教会の信徒は西京伝道教会や日本組合基督教会洛南伝道所に移っていった。『日刊基督教新聞』（1937年7月6日付）の記事「伝道者を感激させる／半島人の信仰心／洛南／志村牧師の談」によると、洛南伝道所にはこの当時から朝鮮人の「救霊者」が存在していた。したがって、解散前から京都南部教会と洛南伝道所の間には何らかの関係があったのかもしれない。京都南部教会に関しては、鄭富京「戦時下における在日本朝鮮基督教会」、35-42頁も参照のこと。

散願に対する議決の記録がない理由については不明である³¹⁾。1945年8月まで存続した教会は、その後、日本基督教団所属となっていた西京伝道所（旧・京都中央教会）のみであった。

2.2. 京都中央教会の設立をめぐる

京都中央教会の設立をめぐることは、これまでのところ、『京都教会50年史』を批判的に継承し、新しい資料からの考察を加えた金守珍による記述が有力な説となっている。それによると、当時「京都西部教会」と称していた京都中央教会が創立されたのは、京都帝大医学部に留学していた崔明鶴が中心となり、「中京区壬生高樋町60ノ43」において信徒数名と共に礼拝を始めた1925年10月のことであった。この記述の典拠としては、京都中央教会の1940年10月20日付の礼拝日誌に「本教会の創立15周年記念および本教会新築礼拝堂の献堂式を挙行」したと記されていることなどが挙げられている³²⁾。

ところで崔明鶴は、1925年にはまだ京都にはいなかった。ソウル³³⁾のセブランズ医学専門学校に勤める医師であった崔が留学のために京都に渡ったのは1928年3月頃のことであり、京都帝大医学部で解剖学を学んだ後、1930年8月12日にソウルに戻っている³⁴⁾。崔が京都滞在中に朝鮮人教会において指導的な役割を果たしていたのは事実である。1928年7月11日付の『基督申報』によると、京都の朝鮮人教会は京都帝大YMCA会館を借りて礼拝を行っていたが、崔明鶴の主導によって新たな礼拝場所が確保され、献堂式が同年6月17日に行なわれている³⁵⁾。

その後、崔明鶴が主導した教会は、「京都西部教会」と称するようになり、1930年1月に崔敬学牧師が赴任した直後に「京都中央教会」と改称した³⁶⁾。先述のように、1930年前後には京都東部教会が

31) 浪速中会の記録には、同中会において、田中・伏見西の両伝道教会の解散願が受理されたとの記述は存在しないが、実際にはこれらの伝道教会も解散している。1941年6月以降、日本基督教会もその「第一部」として日本基督教団に所属していたが、日本基督教団規則が文科大臣の認可を受けるのは1941年12月のことであったので、同年9月の臨時浪速中会時点では日本基督教会の憲法規則が使用されていたと考えられる。同憲法規則では、教会の解散については中会が管轄しており（憲法第4条）、また伝道教会に関しては、「凡て教会に関する規定の原則は伝道教会にも適用す」（規則第1条第5款）とされている。この規定通りに行なうのであれば、中会において解散願の受理を可決する必要があったことであろう。日本基督教会の憲法規則に関しては、日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編『日本基督教団史資料集』第1巻、日本基督教団出版局、1997年、36、38頁を参照。

32) 金守珍『京都教会の歴史』、57-61、405頁。

33) 当時の名称は「京城」であったが、本研究においては「ソウル」と記述する。

34) 박형우・여인석「解剖学者 崔明鶴」『医史学』第1巻第1号（1992年）、88-89頁。

35) 「京都朝鮮人教会近況」『基督申報』1928年7月11日、2頁。なお記事にある「崔明煥」は「崔明鶴」の誤記である。セブランズ医学専門学校の校友会報には、この当時、崔明鶴が京都朝鮮人教会の振興のために尽力していたことが記されている。「人事消息欄」『世富蘭僑校友会報』第10号（1928年10月）、60頁。なお、崔明鶴および京都帝大YMCA関連の資料に関しては、京都大学名誉教授の水野直樹氏より貴重な助言および資料をいただいた。同氏に対して、ここに感謝の意を表したい。

36) 兪錫濬他編『在日大韓基督教 京都教会50年史』、69-70頁。

京都帝大YMCA会館を借りて礼拝を行っていた。京都東部教会と京都西部教会の名称は、両者の地理的位置関係に基づき、付けられたものであろう。では、これらの教会と京都ウリ教会との関係をどのように考えればよいのであろうか。京都ウリ教会が京都帝大YMCA会館を借りていたのであれば、崔明鶴が主導するグループが中京区壬生に移って京都西部教会となり、残ったグループが京都帝大YMCA会館で礼拝を続け、京都東部教会となったのであろうか。

このことについて考える上で重要な資料は、京都帝大YMCAの「来賓名簿」である。同名簿には、崔明鶴が京都に留学する以前の1927年11月13日に開催された「京都朝鮮우리教会招待懇談会」の出席者たちの署名が残されており、京都帝大の留学生や鄭芝溶をはじめとする同志社大学の留学生らの名前が記されている³⁷⁾。1928年12月2日にも「朝鮮ウリー教会親睦会」が開催され、参加者たちは「来賓名簿」に署名している。ここで注目されるのは、その日付である。「1928年12月2日」ということは、すでに崔明鶴が京都に来て、新しい礼拝場所で教会が開始された後ということになる。この時点でもこの教会は「京都朝鮮ウリ教会」と名乗っていたのである。

ところで、先ほどの「来賓名簿」には、1929年6月2日に開催された「朝鮮ウリー教会親睦会」に出席した人たちの署名も残されている。中には同志社大学神学部で禹敬学・金泰黙といった前年の親睦会にも参加した人物の名前も見受けられるが、その署名の最後には、「在日本朝鮮連合基督教 京都西部教会と改名」と記されている。

これらのことから分かることを整理すると次のようになるであろう。「京都朝鮮ウリ教会」と称していた朝鮮人のキリスト教共同体は、1928年に礼拝堂を京都帝大YMCA会館から壬生高樋町に移した後も1年ほどの間は同じ名称を名乗っていた。しかしながら1929年6月頃までには「京都西部教会」と改称し、その後「京都中央教会」に改称したのであった。このことは、京都中央教会の起源が1919年11月に朝鮮人留学生たちによって始められた朝鮮人キリスト教共同体にまで遡りうる可能性が決して低くはないことをも意味する。

ではなぜ京都中央教会では、1940年を創立15周年記念の年としたのであろうか。1938年9月に京都中央教会の職員会（役員会）は、教会の歴史を作成するために「先輩」に交渉することを決定している³⁸⁾。推測の域を出ないが、この決定に基づき、教会の出発点についても調査を開始したのであろう。しかし当時、教会の歩みを1919年の時点まで遡ることは難しかったと考えられる。1919年に形成されて以来、同教会には流動性の高い留学生らが中心であった時期もあったことから、その出発点から一貫して関わった人物は存在せず、1919年からの教会の歩みを把握することが困難であったと推測されるからである。

一方、京都東部教会については、その閉鎖年に関しては上述したが、設立年に関しても正確には把握できていないなど、不明な点が多い。同教会に関しては、教会員が皆学生であったことや朝鮮YMCAを組織していたことがわかっている³⁹⁾。

37) 「来賓名簿」（京都大学YMCA所蔵）。鄭芝溶は後に韓国を代表する詩人となる人物である。同志社大学今出川キャンパス内に鄭を記念する碑が建てられている。なお鄭は、カトリック教徒であった。

38) 『京都中央教会 会録』（1938年～1942年12月）。

39) 영재영 「在日本朝鮮예수教会狀況（四）」『基督申報』1931年4月1日，4頁。カナダ長老教会日本宣教部によ

2.3. 京都中央教会の教会堂使用不許可をめぐる

京都中央教会は1935年に教会堂を新築するが、1940年までの5年間、教会堂としての使用許可が下りなかった。これまでの研究では、許可が下りなかった理由について、当時京都中央教会の執事であった兪錫濬の証言に従って説明がなされてきた。兪錫濬が挙げていた使用不許可の理由は、①京都府の建築許可とは別途に警察の使用許可を受けて建築を開始しなければならなかったが、それを受けずに教会堂を建設したこと、②牧師の崔敬学が1919年の3・1独立運動に参加して懲役刑を受けた人物であったこと、③教会に独立運動を行なう「不逞鮮人」が集まっているとされたこと、④キリスト教は日本の国体に合わないと言われたことなどであった⁴⁰⁾。

カナダ長老教会日本宣教部のL・L・ヤング宣教師も、1935年度の報告書の中で使用不許可となった理由について記している。それによると、崔敬学牧師は建築許可を受ける前に教会の登録を行なうようにとの指示を地元の警察当局から受けていたが、それに従わなかったため教会堂を礼拝場所として使用してはならないとの通知が警察から送られてきたという⁴¹⁾。兪とヤングの記述は、警察が関与していたという点では一致しているが、建築許可申請とは別途になさなければならなかったものが、教会堂の使用許可申請だったのか、教会の登録申請だったのかという点で少し異なっている。

この点に関しては、当時の法令ではどのようなになっていたのだろうか。教会堂に関する規定としては、「神仏道以外ノ宗教宣布並堂宇会堂等ニ関スル規定」の第2条に、「宗教ノ用ニ供スル為メ堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ヲ設立セントスル者ハ左記事項ヲ具シ其所在地ヲ管理スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ」とある⁴²⁾。教会堂を新築して礼拝などのために使用しようとするれば、建物自体の建築許可とは別途に、この第2条の規定に基づく許可を得なければならなかったのである。「教会堂の使用申請」と「教会の登録申請」は両方とも、この規定に基づく申請のことを指していたと考えられる。この規定によれば、許可を出すのは「地方長官」となっているので、京都府の場合は京都府知事ということになる。したがって許可を出す主体は、警察ではなかったわけである。では京都中央教会のケースでは、許可までの過程において警察は関与しなかったのだろうか。この点について本研究では、

る1929年の統計における京都の欄には、教会2箇所・祈祷所(Prayer Meeting Place)1箇所が存在していたことが記されている。2箇所の教会とは京都西部(京都中央)と京都南部のことであり、祈祷所とは木津のことであるとすれば、京都東部教会の設立時期は1930年頃であったと考えることができるであろう。“Report of the Mission to Koreans in Japan,” *The Acts and Proceedings of the Fifty-Sixth General Assembly of the Presbyterian Church in Canada*, 74. 京都帝大YMCAの理事会議事録によると、1933年1月17日の理事会では、「朝鮮YMCA」が借りていた建物には消費組合員が入ることになったことが記録されている。また、1930年9月18日の理事会では、主事宅を「朝鮮学生青年会」に賃貸することを同盟(日本YMCA同盟)が決定したことが記録されている。この「朝鮮学生青年会」とは「朝鮮YMCA」のことであると考えられる。『理事会議事録 自大正一四年十月 至 昭和六年一月』(帝大青年会)；『理事会議事録 自 昭和六年二月』(京大基督教青年会)。

40) 飯沼次郎・韓哲曦編『伝道に生きて—在日大韓基督教と織田栖次』麦秋社、1986年、137-138頁；兪錫濬他編『在日大韓基督教 京都教会50年史』、73頁。

41) The Presbyterian Church in Canada Mission to Koreans in Japan, *Annual Report for 1935*, 7-9.

42) 宗教行政研究会編『昭和九年版 宗教法令類纂』宗教行政研究会、1934年、223頁。

先行研究では使用されてこなかった、警察を含む京都府側の資料を用いて検討したい。

京都中央教会は、1931年頃より教会堂建築に向けての準備を開始するが、それが具体化していくのは1934年に入ってからのものであった。米国長老教会の宣教師として朝鮮で活動した経験を持ち、当時京都で音楽を教えていたアービン（Bertha K. Irvin）が資金の提供を行なうことに同意したことで建築資金の目途が立ったのである。在日本朝鮮基督教会において大きな役割を担っていたカナダ長老教会のL・L・ヤング宣教師は、「要視察人」（要注意外国人）として警察の監視対象となっていたが、要視察人関係の資料によると、1934年2月26日にヤングは崔敬学の案内で京都市上京区にあったアービンの自宅を訪れ、教会建築の資金援助の要請を行なっている⁴³⁾。その後、アービンから支援の約束を取り付けたことで教会堂の新築計画が具体的に推進されることになったのである。1934年9月には、「京都市右京区西院矢掛町29番地」の土地約142坪を購入した後、1934年12月10日に建築申請書を京都府に提出し、1935年1月16日に建築許可を得てすぐに工事を開始し、同年4月に教会堂が竣工した⁴⁴⁾。京都中央教会は、建築申請書を提出したのと同じ日に崔敬学名で「教会堂設立願」も京都府知事宛に提出していたが、こちらの方は翌年の3月に不許可となった⁴⁵⁾。同年7月には米国長老教会宣教師のブキャナン（Daniel C. Buchanan）名で再び「教会堂設立願」を提出したが、結果は同じであった⁴⁶⁾。結局、教会堂の使用許可が下りたのは、京都中央教会が日本基督教会に正式に加入する

43) 「要視察人関係雑纂／外国人ノ部 第七巻 3. 英国人」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B04013099400、要視察人関係雑纂／外国人ノ部 第七巻（I-4-5-2-2_1_007）（外務省外交史料館）。

44) 新教会堂の竣工時期については、1935年4月23日に使用認可が出され、また登記簿謄本を見ると1935年5月16日付で建物が登記されていることから推定した。また建築申請書の申請時期に関しては、1935年12月13日付の太秦警察署長名で出された文章の中に、「在日本プレスビテリアン宣教師社団代表者デিশーブカナン及設立出願人崔敬学連名ニテ去ル〔十二月〕十日設立并ニ建築申請書ヲ提出セリトノ風評ヲ耳ニセル地元民ニ於テハ〔後略〕」との一文が記されていることから「12月10日」とした。設立に関する申請書とは崔敬学名で出された「教会堂設立願」のことを指すと考えられるが、こちらは京都府の資料では、「12月10日」（12月9日との記述もある）に提出されたとされている。「堀特機発第二六二九号／朝鮮基督教京都中央教会新築計画ニ関スル件（写）」（1934年9月10日）、京都府立京都学・歴彩館所蔵、データID：0000423027；「教会堂建設願」（1934年12月）、京都府立京都学・歴彩館所蔵、データID：0000423028；「十社二一三四号／朝鮮基督教会在日本朝鮮基督教京都中央教会設立ニ関スル件 案」（1936年9月7日施行）、京都府立京都学・歴彩館所蔵、データID：0000423028；「太特機発第二八〇七号／在日本朝鮮基督教京都中央教会建築ニ関スル件（写）」（1934年12月13日）、京都府立京都学・歴彩館所蔵、データID：0000423027；「十社二一三四号／朝鮮基督教会在日本朝鮮基督教京都中央教会設立ニ関スル件 案」（1936年9月7日施行）、京都府立京都学・歴彩館所蔵、データID：0000423028。

45) 「十社第二四二九号／朝鮮基督教会在日本朝鮮基督教京都中央教会設立ニ関スル件 指令案」（1935年3月13日施行）、京都府立京都学・歴彩館所蔵、データID：0000423027；「十社二一三四号／朝鮮基督教会在日本朝鮮基督教京都中央教会設立ニ関スル件 案」（1936年9月7日施行）、京都府立京都学・歴彩館所蔵、データID：0000423028。

46) 「十社二一三四号／朝鮮基督教会在日本朝鮮基督教中央教会設立ニ関スル件 指令案」（1936年10月19日施行）、京都府立京都学・歴彩館所蔵、データID：0000423028。

ことがほぼ決まっていた1940年4月初め頃のことであった⁴⁷⁾。

ところで、京都府はなぜ、使用許可を出さなかったのであろうか。教会堂の使用許可の可否は京都府知事名でなされるものであったが、その可否決定の過程において警察が関与していた。京都府の資料から見てくることの一つは、警察は建築工事が始まる以前から京都中央教会の新築計画を注視していたということである。例えば、建築候補地の選定段階において候補地がどこであるかといったことも把握していた⁴⁸⁾。崔敬学名で「教会堂設立願」が提出された翌年の1935年2月2日には、教会堂建築予定地の右京区西院を管轄していた太秦警察署の署長名で京都府警察部長宛に調査書が出されているが、そこでは次のような理由を述べ、許可を出すことへの反対意見が記されていた。その理由とは、①右京区西院矢掛町は朝鮮人が多く住む西院平町に近接しており、朝鮮人らが集団で教会に集まることになれば取締り困難となること、②地域住民の反対が強いこと、③崔敬学は3・1独立運動に参加したことにより、保安法違反の罪で懲役刑に処せられた経歴を持つ人物であり、「日本内地」に渡航後も民族運動を行っていたため「要視察人」となっていることなどであった⁴⁹⁾。

この一つ目と三つ目の理由は兪錫濬が挙げていた理由と一致する部分があるが、二つ目の理由は兪が触れていないものである。地域住民らは、府会議員や市会議員らを通して京都府に許可を出さないよう再三陳情していた。1935年8月31日付で地域住民20名の連名によって提出された陳情書は、以前朝鮮人が集住していた頃に盗難が相次いで発生し、住民の生活を脅かしたことや崔敬学のような思想を持った集団の存在は地域に良くない結果をもたらすであろうとしつつ、教会設立の許可を出さないよう懇願している⁵⁰⁾。

一方、1935年7月にブキャナン名で提出された「教会堂設立願」に対して警察は、実際には崔敬学が主導したものであり、信仰の程度が高い信徒ほど民族意識が高く、注意を要する信徒が11名存在し、神社に拝礼をしないなど日本の風習に適応しない教会を公認すれば将来の憂いとなるとして警戒していた⁵¹⁾。この最後の点は、兪錫濬が挙げていた教会使用不許可の理由のうちの四つ目と一致すると言える。結局、警察からのこのような意見を受け、京都府は教会堂の使用を不許可としつづけたのであった。

47) 京都中央教会の入堂礼拝が1940年4月14日に行なわれているので、使用許可はそれ以前に出されていたであろうことから、「4月初め頃」とした。

48) 「堀特機発第二〇八三号／朝鮮基督教京都中央教会新築計画ニ関スル件（写）」（1934年6月6日）、京都府立京都学・歴史館所蔵、データID：0000423027。

49) 「太機発第二七号／基督教々会所設立許可申請ニ関スル調査書」（1935年2月2日）、京都府立京都学・歴史館所蔵、データID：0000423027。

50) 「陳情書（写）」、京都府立京都学・歴史館所蔵、データID：0000423028；「十社二一三四号／朝鮮基督教会在日本朝鮮基督教京都中央教会設立ニ関スル件 案」（1936年9月7日施行）、京都府立京都学・歴史館所蔵、データID：0000423028。

51) 「十社二一三四号／朝鮮基督教会在日本朝鮮基督教京都中央教会設立ニ関スル件 案」（1936年9月7日施行）、京都府立京都学・歴史館所蔵、データID：0000423028。

2.4. 京都南部教会の日本基督教会加入をめぐる

先に述べたように、京都南部教会は1940年4月に日本基督教会に加入し、京都南伝道教会と改称している。また1941年5月には、京都南教会となった⁵²⁾。これまでの研究では、他の在日本朝鮮基督教会の関西中会および中北中会所属の教会・伝道所と同じく、京都南部教会も1940年2月付の加入願を日本基督教会浪速中会に提出している事実から、同教会は他の教会・伝道所と同時期に日本基督教会に加入したと考えられてきた。しかし、事実はそうではなかった。

京都南部教会は、浪速中会側に1939年9月に「京都南伝道教会建設願」を提出しており、それは1939年10月16日開催の臨時浪速中会において許可され、1939年11月19日に建設式が行われていたのである⁵³⁾。

特高警察の資料によれば、在日本朝鮮基督教会は、1938年5月に開催した第3回大会において、日本基督教会に「合同」または「協調」を申し入れることを決議し、交渉委員6名を選出している。特高警察は、在日本朝鮮基督教会がこのような決議をしたその背景に、1937年の日中戦争の勃発後に日本においてナショナリズムが高揚したことにより、民族教会としての存立が困難であるとする牧師たちがいたことを挙げている⁵⁴⁾。日本基督教会は、在日本朝鮮基督教会からの申し入れを受け、1938年10月の第52回大会において、合同条件案を作成する特別委員を選出している⁵⁵⁾。その後、両教会の交渉が続いた後、日本基督教会は1939年10月7～11日に開催された第53回大会において、礼拝などの諸集会時に日本語を使用することなどを条件に在日本朝鮮基督教会の教会・伝道所および教職者の「加入」を認めることを決定した⁵⁶⁾。一方、在日本朝鮮基督教会側は、1940年1月16日に臨時大会を開催し、日本基督教会が示した加入条件を受け入れることを決定している⁵⁷⁾。

京都南部教会は、1939年9月に建設願を提出しているが、それは、時期的には1939年10月7～11日の日本基督教会の決定や1940年1月の在日本朝鮮基督教会の決定に先行してなされたことであった。そして建設願の提出後、先述の通り、1939年10月16日の臨時浪速中会において建設願が許可されたのであった。

以上の経緯からは、なぜ京都南部教会は在日本朝鮮基督教会の最終決定を待たずに日本基督教会に所属するようになったのかという疑問と、なぜ同教会は「加入願」ではなく「伝道教会建設願」を日本基督教会側に提出したのかという二つの疑問が生じるが、これらの疑問に答えるための論拠となる資料は未だ見つかっていない。

京都南伝道教会の建設式は1939年11月19日のことであったが、その一週間後の1939年11月26

52) 『日本基督教団第一部浪速中会区第一回中会記録及臨時中会記録』(1942年)、27頁。なお、日本基督教会関係の資料について、五十嵐喜和氏に貴重な助言をいただいた。同氏に対して、ここに感謝の意を表したい。

53) 『第六十三回浪速中会記録及附録』(1940年)、2-3、15、18頁。

54) 同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編『戦時下のキリスト教運動』1、新教出版社、1972年、340頁。

55) 『第五十二回日本基督教会大会記録』(1938年)、85頁。

56) 『第五十三回日本基督教会大会記録』(1939年)、125-126頁。

57) 五十嵐喜和「『朝鮮基督教会』併合問題」中、67頁。

日に開催された京都中央教会の諸職会（役員会）において京都南部教会（京都南伝道教会）の創立10周年記念祝賀式に祝賀金を贈ることが決定されているのを見ると、この京都南部教会の行動が在日本朝鮮基督教会内において大きな反感を買っていたわけではなかったことが推測される。

1939年10月の臨時浪速中会の記録には、「京都南伝道教会建設願の件」に関して、京都南部教会の願書が朗読され、質疑応答があった後、大阪東教会の霜越四郎牧師によって動議がなされ、それが可決されたことが記されている。動議の内容は、「茲に至れる経過については遺憾の点もあれど、常務委員の労を多とし、双方の教会に於ては祈り深き思を以て善処し、尚ほ主任者をなるべく速やかに定めらるゝ希望条件を以て之れを許可すべし」というものであった⁵⁸⁾。ここに出てくる「双方の教会」とは、在日本朝鮮基督教会と日本基督教会のことを指していると考えられるが、「茲に至れる経過については遺憾の点もあれど〔中略〕双方の教会に於ては祈り深き思を以て善処し」という言葉には、両教会にとって京都南部教会の行動は予期せぬことであったことが示唆されているようにも見える。

3. 日本の教会と朝鮮人信徒

3.1. 日本基督教会賀茂川教会

戦前において日本基督教会賀茂川教会（現・日本基督教団賀茂川教会）に多くの朝鮮人信徒が所属していたことが、これまでの研究で明らかになっている。賀茂川教会は、1929年10月に袖山信一郎牧師が伝道活動を開始したことで始まった教会であり、1931年6月に「伝道教会」、そして1941年1月に「教会」となっている⁵⁹⁾。鄭富京はその研究において、賀茂川教会の役員・教会員・現住陪餐者の多くが朝鮮人信徒であったことに触れつつ、朝鮮人信徒に関しては、同教会の関連施設であった田中セツルメントに注目している。田中セツルメントは、被差別部落出身者や朝鮮人、困窮者を対象に無料宿泊などの救済事業を行っていた施設であるが、鄭はこの「田中セツルメントを中心に生活していた朝鮮の人々が、賀茂川教会の伝道開始以来、これに参加していたというのは考えられる」としている⁶⁰⁾。

しかしながら、田中セツルメントに関係していた朝鮮人信徒が賀茂川教会に存在した可能性自体は否定できないが、実情はそうではなかった。結論から言うと、朝鮮人信徒は、賀茂川教会の支教会とも言える西陣伝道所の信徒たちであった。

上に見た通り、1941年1月に「教会」となるまで、賀茂川教会は正式には「賀茂川伝道教会」であった。その賀茂川伝道教会の牧師であった袖山信一郎は同伝道教会以外にも、西陣伝道所と中加茂伝道所を牧会していたほか、社会事業部として田中セツルメントをはじめ三つの施設を運営していた⁶¹⁾。

58) 『第六十三回浪速中会記録及附録』（1940年）、2-3頁。

59) 「賀茂川教会建設式」『基督之福音』1941年3月1日、3-4頁。日本基督教会規則の第1条によれば、「教会」は自治団体である一方、「伝道教会」は中会の直轄に属し、その監視・指導を受けなければならなかった。

60) 鄭富京「戦時下における在日本朝鮮基督教会」、46-47頁。

61) 例えば、「来れ、聴け、信ぜよ!!」『基督之福音』1940年5月1日、4頁参照。西陣伝道所と中加茂伝道所は、日本基督教会においては「伝道所」ではなく、教会数に加算されない「出張所」であった。『第六十三回浪速中会記録及附録』（1940年）、73頁参照。

これらのうち西陣伝道所は、全教会員が朝鮮人の伝道所であった⁶²⁾。袖山牧師は、1935年5月より西陣伝道所の牧会を開始しており、1939年2月には同伝道所の全教会員である41名を母教会である賀茂川伝道教会に転入させることによって教会建設の条件を満たすようにし⁶³⁾、1941年1月19日に賀茂川教会建設式を迎えたのであった。ただし、これは名目上の転入であったようで、これ以降も西陣伝道所は存在していた⁶⁴⁾。賀茂川教会の建設式においては、長老任職式も同時に行われ、4人の長老が誕生したが、そのうちの李圭信と黄賢秀は朝鮮人信徒であった⁶⁵⁾。

なお西陣伝道所の設立は、袖山牧師が同伝道所の牧会を担い始めた1935年5月よりも以前であった可能性もあるが、この点に関しては現在までのところ資料がなく不明である。また西陣伝道所が1942年9月末現在の統計に掲載されていることから、その時点までは存在していたことを確認することができるが、1943年11月10日発行の『日本基督教団年鑑』には同教会が掲載されていないので、1942年10月から1943年11月頃までの間に閉鎖されたと考えられる⁶⁶⁾。

戦後のことになるが、西陣伝道所の信徒のうち在日大韓基督教会京都教会に加わった者たちがいた。例えば李泰敬がその一人であるが、李は後に京都教会の長老となっている⁶⁷⁾。

3.2. 日本ナザレン教会

戦前の京都には日本ナザレン教会に所属する朝鮮人教会が2箇所あった。京都の朝鮮人教会に関する最初の言及は、日本ナザレン教会の機関誌である『天国之道』1929年7月号に掲載された記述である。そこでは、「京都本町ナザレン〔教会〕の鳥羽街道の天幕伝道にて数十名の朝鮮人求道者が与

62) 「賀茂川教会に就て」『基督之福音』1940年8月1日、2頁。

63) 「賀茂川教会建設式」『基督之福音』1941年3月1日、4頁；「賀茂川教会に就て」『基督之福音』1940年8月1日、2頁。1939年度の『日本基督教会年鑑』では、教会員94名、現住陪餐会員36名であったのが、1940年度の『日本基督教会年鑑』では、教会員138名、現住陪餐会員70名と急増している。朝鮮人信徒の転入が反映されていることであろう。『昭和14年 日本基督教会年鑑』（1939年9月）、50、168頁および『昭和15年 日本基督教会年鑑』（1940年12月）、190頁。なお『日本基督教会年鑑』用の各個教会の統計は、原則的には発行年の1月31日までに提出することになっていた。

64) 例えば、「教会だより」『基督之福音』1941年3月1日、4頁を参照のこと。

65) 「賀茂川教会建設式」『基督之福音』1941年3月1日、4頁。李圭信と黄賢秀は、記事中では各々「岩本圭信」「横山賢秀」と記されている。李圭信はその後、朝鮮に戻り、大邱にあるヨンジ教会設立の際の中心人物の一人となった。『영지교회 40년사』영지교회、1993年、47-50頁。

66) 『昭和十七年日本基督教団第一部年鑑』、23、77頁；『日本基督教団年鑑』（1943年11月10日発行）、96頁。『日本基督教団年鑑』には、「西陣教会」が記載されているが、この教会は元日本組合基督教会の教会であった。確認できる限りでは、西陣伝道所の最後の住所は「上京区紫野上柏野町59」であり、袖山牧師が牧会を担い始めた1935年時点での住所は「上京区鞍馬口千本通西三丁御前通下ル」であった。「賀茂川教会建設式」『基督之福音』1941年3月1日、4頁。なお『基督之福音』は、この号をもって廃刊となっている。

67) 『京都教会50年史』の中の1945年8月15日以降についての記述の中に、「過去、中央・南部・伏見・田中・西陣の各教会に所属していた教会員たちの合意で〔中略〕教会を分立しなければならなくなるまでは京都地域に教会を一つだけにしようとの合意を見た」との文章があるが、この中の「西陣」とは西陣伝道所のことであった。兪錫藩他編『在日大韓基督教 京都教会50年史』、87-88、132頁。

へられそれらの為に既に早くよりナザレン会員である同国人信者を中心として今回、師団街道に朝鮮人ナザレン教会を開設致しました」と記述されている⁶⁸⁾。この頃から1931年の前半にかけての教会所在地は、「京都市外師団前飲食」あるいは「出橋」であった⁶⁹⁾。

『天国之道』1930年6月号によると、この当時の朝鮮人教会には20～30名が集まっており、「宋兄弟」が中心的な役割を担っていた⁷⁰⁾。この「宋兄弟」とは、同教会の牧師であった宋京允のことであると考えられる⁷¹⁾。1931年4月までにはこの教会は自給教会となり、その出席者も60～70名に増えている⁷²⁾。その後、「京都市伏見区深草勸進橋電停前」、「京都市下京区上鳥羽勸進橋町50」と移転を繰り返し、1934年3月頃には「京都市東山区本町12ノ231」に移転している⁷³⁾。この当時の京都朝鮮人ナザレン教会の信徒数は約90名であり、そのすべてが同じ工場の職工であった。同工場では職工のほとんどがキリスト教徒であったため、祈りと讃美をもって仕事を開始していたという⁷⁴⁾。

また1934年末頃に大阪朝鮮ナザレン教会が設立され、元ホーリネス教会牧師の張聖玉が牧会を担当したが⁷⁵⁾、その経費の半分は京都朝鮮人ナザレン教会が負担していた⁷⁶⁾。1935年7月頃には、京都における二つ目の朝鮮人教会となるキリストナザレン朝鮮西陣教会が設立され、趙禹根牧師が牧会した⁷⁷⁾。

この頃までは順調にその活動が進められていたが、その後、問題が生じることとなる。『天国之道』1935年11月号によると、宋京允牧師が京都朝鮮人ナザレン教会を辞任し、張聖玉牧師が大阪と京都の朝鮮人教会を兼任することになる。またこの頃、京都朝鮮人ナザレン教会は「京都市下京区東九条

68)「教会報」『天国之道』159号(1929年7月15日)、8頁。

69)「通信報告」『天国之道』161号(1929年9月15日)、8頁;「編集室より」『天国之道』183号(1931年7月15日)、8頁。

70)「編集室より」『天国之道』170号(1930年6月15日)、8頁。

71) 宋京允は、1921年10月22日に受洗した後、1929年8月16日に日本ナザレン教会本町教会に転入している。時期的に考え、本町教会による天幕伝道を通して宋は、本町教会に転入することになったと考えられる。「本町教会創立当初 教会員名簿」(日本ナザレン教団本町教会所蔵) 参照。

72)「編集室より」『天国之道』183号(1931年7月15日)、8頁。

73)「各地ナザレン教会所在地」『天国之道』199号(1932年11月15日)、8頁;「御知らせ」『天国之道』203号(1933年3月15日)、8頁;『昭和十年版 基督教年鑑』、146頁;「京都朝鮮人ナザレン教会移転ニ関スル件案」(1936年3月14日施行)、京都府立京都学・歴史館所蔵、データID:0000412719。

74)『眞光』第3・4号(1934年5月)、29-30頁。『眞光』は、朝鮮のホーリネス系教団である朝鮮聖潔教会所属の東京聖潔教会信徒であった劉期泰が主筆・発行人となり、同教会牧師であった朴炫明の支援のもと発行されていた在日朝鮮人宣教のための雑誌である。

75)「消息」『天国之道』224号(1934年12月15日)、8頁。張聖玉は、1930年4月に東洋宣教会聖書学院に入学した後、豊橋や大阪のホーリネス教会にて視務している。張聖玉の履歴等については、이응호『한국 성결교회의 역사』10, 성결문화사, 2010年, 904-906頁を参照のこと。

76)「年会議事略報」『天国之道』225号(1935年1月15日)、8頁。

77) この教会の所在地は、「京都市上京区紫野北船岡町1ノ1」であった。「お知らせ」『天国之道』231号(1935年7月15日)、8頁。

字賀辺町47」に移転している⁷⁸⁾。

警察の資料によると、京都朝鮮人ナザレン教会牧師の宋京允の辞任は、1935年9月頃に同牧師の献金使用方法をめぐるトラブルが発生したことによるものであった。また同資料は、京都朝鮮人ナザレン教会が朝鮮人の集住地域であった東九条字賀辺町に移転したのは、同教会の設立者であった喜田川広（本町教会牧師）の指示によるものであり、また大塚晒工場（東山区福稲柿本町）の朝鮮人労働者たちが同教会に加入していたのであるが、それは宋牧師によって強制されたものであったとしている⁷⁹⁾。この大塚晒工場が先に触れた工場のことであると考えられる。大塚晒工場の「大塚氏」は、ホーリネス教会の信徒であったが、京都ナザレン朝鮮人教会からの依頼により、1931年の初め頃から、失業中の朝鮮人信徒らを雇い始めたのであった⁸⁰⁾。教会への強制加入については、喜田川牧師もそのことを良く思っておらず、止めさせたところがあるので、実際に何らかの強制性があったと考えられる。

1936年4月20日には喜田川牧師が、京都府において教会設立などを管轄していた学務部社寺課に京都ナザレン朝鮮人教会の件で呼び出されている。その際に教会設立許可の取消しを言い渡されたようである。取消しの理由は、宋京允牧師の後を受け、新たに京都朝鮮人ナザレン教会の牧師となった張聖玉が「思想上相当注意ヲ要スル説教」を行なったことであった⁸¹⁾。この呼び出しがあった4日後の4月24日には、京都朝鮮人ナザレン教会の廃止届が喜田川広名で京都府知事に提出されている。廃止理由は、信徒が分散してしまったからというものであった⁸²⁾。

ところで、『天国の道』254号（1937年6月15日付）には、「京都に於ける朝鮮人伝道は都合により一時打きる事となり、従来の教会は解散した」との一文が掲載されている⁸³⁾。この文章から、この頃まで京都のナザレン教会の中に朝鮮人教会が存続していたとも見ることができるが、この文章が実際には何を意味していたのかについては、現在までのところわかっていない。

3.3. セブンスデー・アドベンチスト教会

先行研究を通して、戦前のセブンスデー・アドベンチスト教会については、東京に朝鮮人教会が3箇所存在していたことが明らかとなっている⁸⁴⁾。東京だけでなくその他の地域においても同教団の教

78) 「お知らせ」「ナザレン教会所在地」『天国の道』235号（1935年11月15日）、8頁。

79) 「京都朝鮮人ナザレン教会移転ニ関スル件」（1936年4月8日）、京都府立京都学・歴史館所蔵、データID：0000412719。

80) 「編集室より」『天国之道』183号（1931年7月15日）、8頁。

81) 「一社第四九九号／京都朝鮮人ナザレン教会移転ニ関スル件案」（1936年4月18日施行）、京都府立京都学・歴史館所蔵、データID：0000412719。

82) 「教会廃止届」（1936年4月24日）、京都府立京都学・歴史館所蔵、データID：0000412719。1936年度版の『基督教年鑑』には京都朝鮮人ナザレン教会が記載されているが、1937年度版には出てこないため、廃止届は受理されたものとみられる。『基督教年鑑 1936』（1936年2月25日発行）、197頁；『昭和十二年版「基督教年鑑」別冊 便覧篇・人名篇』（1936年12月28日発行）、88頁。

83) 「御知らせ」『天国の道』254号（1937年6月15日）、8頁。

84) 梶山積『使命に燃えて：日本セブンスデー・アドベンチスト教会史』福音社、1982年、155-159頁；拙稿「東京における朝鮮人教会の形成と接点」、114-115頁を参照のこと。

会に朝鮮人信者が所属していたと考えられるが、そのうちの一つに京都があった。

資料からは、セブンスデー・アドベンチストの京都講義所（後に京都教会）牧師の清野栄吉長老から桂川あるいは紙屋川において洗礼を受けた朝鮮人たちが数名いたことがわかっている。それは次の通りである。1936年11月21日に桂川上流にて清野より潘大一、1937年9月14日に紙屋川上流にて清野より金相振・李畢善・金得守・玉月今、1938年7月7日に紙屋川上流にて清野より曹孟鉉、1939年3月10日に桂川上流にてディトリッヒ長老より全炳和が受洗している⁸⁵⁾。

1941年頃に京都教会を牧会していた高木団治牧師の妻・高木光枝はその当時のことを振り返り、次のように記している。「韓国の方々も忘れる事は出来ない。金姉、朴姉、全先生、貞枝姉、二見兄など、この方々には日本語はたどたどしかったが信仰は熱くもえて、教会の働きをよく助け祈って支えて下さった」⁸⁶⁾。また、高木牧師の後を受けて1942年から43年にかけて京都教会を牧会した横溝苑子牧師はその当時のことを回顧する中で次のように記している。「昭和十七年頃から戦争の色が濃くなり、伝道は勤労奉仕に追われ、困難を極めました。韓国の信者の福音書籍など押収され、教会は不安に包まれ信者は動揺しました」⁸⁷⁾。これらの記述から、1940年以降も朝鮮人信者らが京都教会に在籍し、活動していたことがわかる。

4. おわりに

本研究では、まず1919年11月に京都在住の留学生たちによって礼拝が開始されて以降の在日本朝鮮基督教会系の教会・伝道所の歩みについて素描した。また京都中央教会の設立をめぐる検討する中、1919年11月に始まった礼拝共同体が、その後、京都帝大YMCA会館からアメリカン・ボード関係の建物や日本の教会などへと礼拝場所を移しながら存続し、京都朝鮮ウリ教会という名称の教会に至った可能性があることを見た。また、京都朝鮮ウリ教会はその後、京都西部教会と名称を変更した後、京都中央教会（現・在日大韓基督教会京都教会）と再び名称変更したことを確認した。

京都中央教会の教会堂使用不許可に関しては、許可の是非は警察ではなく、京都府知事が出すものであることを確認した後、行政側の資料を通して、同教会の教会堂使用不許可においては警察が深く関わっていたことを確認した。カナダ長老教会のL・L・ヤング宣教師は当時、京都中央教会の牧師であった崔敬学が警察の指示に従わなかったことが原因で教会堂の使用が不許可となったと考えていたが、行政側の資料を通して見えてくる教会堂使用不許可の理由はそれとは異なるものであったと言える。その計画段階から京都中央教会の教会堂建設を注視していた警察は、朝鮮人の集りであった同教会を危険視していたのであり、そのことは、警察側の使用許可への反対理由からも明らかである。

85) 「消息」『使命』第25巻第1号（1937年1月），32頁；「消息」『使命』第25巻第10号（1937年11月），64頁；「消息」『使命』第26巻第9号（1938年9月），48頁；「消息」『使命』第27巻第5号（1939年5月），48頁。

86) 高木光枝「主を愛する群れと共に」『古都のひかり—伝道60周年 献堂20周年記念誌』セブンスデー・アドベンチスト京都教会，1983年，40頁。

87) 横溝苑「京都教会の思い出」『古都のひかり』，10頁。著者名が「横溝苑」となっているのは「横溝苑子」の誤記である。

1935年11月から1939年12月まで京都中央教会を牧会した盧震鉉牧師は、京都時代のことを振り返る中、京都の警察の干渉と圧力は特に厳しかったと述べているが、そのような京都警察のあり方が京都中央教会の教会堂使用不許可に大きく影響していたのかもしれない⁸⁸⁾。

日本基督教会への在日本朝鮮基督教会の教会・伝道所の加入をめぐることは、京都南部教会だけが在日本朝鮮基督教会の最終決定を待たずに「京都南伝道教会」として加入していたことを見た。これに関しては、なぜ京都南部教会がそのような行動を起こしたのかなど重要な点がわかっていない。この点については今後の研究課題としたい。

本研究では、日本の教会に所属する朝鮮人教会および朝鮮人信徒についても考察を行ない、まず日本基督教会賀茂川教会をめぐることは、同教会に朝鮮人信徒が多かったのは、同教会の支教会とも言える西陣伝道所の全信徒が朝鮮人だったためであることを明らかにした。また、日本ナザレン教会においては京都に2箇所の朝鮮人教会があったことを確認した。これらの教会のうち、京都朝鮮人ナザレン教会の設立許可が取消しとなったのは、新しく赴任した牧師であった張聖玉の思想が危険であるとの理由からであったが、このことは、京都中央教会の教会堂使用不許可の理由と軌を一にするものであったと言える。本研究では最後にセブンスデー・アドベンチストの京都教会にも朝鮮人信徒が存在していたことを確認にした。

日本ナザレン教会やセブンスデー・アドベンチスト教会に関しては、戦前的大阪においても朝鮮人教会あるいは多くの朝鮮人信徒を抱える教会が存在したが、それらの教会の歩みについて、またナザレン教会やセブンスデー・アドベンチスト教会が朝鮮人信徒を惹きつけた理由について追究することは、今後の研究課題としたい。

参考文献

「加入願」（在日韓国基督教会館所蔵）。

「京都朝鮮人ナザレン教会廃止届進達」京都府立京都学・歴史館所蔵，データID：0000412719。

「朝鮮基督教会在日本朝鮮基督教 京都中央教会設立に関する件指令案」京都府立京都学・歴史館所蔵，データID：0000423027。

「朝鮮基督教会在日本朝鮮基督教 京都中央教会設立に関する件指令案」京都府立京都学・歴史館所蔵，データID：0000423028。

「朝鮮基督教京都田中伝道所迫害・弾圧状況調査」（在日韓国基督教会館所蔵）。

「本町教会創立当初 教会員名簿」（日本ナザレン教団本町教会所蔵）。

「要視察人関係雑纂／外国人ノ部 第七巻 3. 英国人」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B04013099400，要視察人関係雑纂／外国人ノ部 第七巻（I-4-5-2-2_1_007）（外務省外交史料館）。

「来賓名簿」（京都大学YMCA所蔵）。

『基督之福音』、『使命』、『天国之道』、『日刊基督教新聞』、『基督申報』、『世富蘭偲校友会報』、『眞光』。

『京都中央教会 会録』（1938年～1942年12月）。

『在日本朝鮮基督教会第一回大会々録』（1934年）。

88) 盧震鉉『眞実과 証言』도서출판 하나，1995年，26頁。

『第六十三回浪速中会記録及附録』(1940年)。

『朝鮮基督教 関西中会会録』(1936～1938年)。

『朝鮮耶蘇京都中央教会 職員会会録』(1931年3月1日～1937年12月23日)。

『日本基督教会大会記録』(1938～1939年)。

『日本基督教団第一部浪速中会区第一回中会記録及臨時中会記録』(1942年)。

『理事会議事録 自大正一四年十月 至 昭和六年一月』(帝大青年会)。

『理事会議事録 自 昭和六年二月』(京大基督教青年会)。

『基督教年鑑』(1935～1937年)。

『日本基督教会年鑑』(1939～1940年)。

『日本基督教団第一部年鑑』(1942年)。

『日本基督教団年鑑』(1943年)。

American Board Property in Japan 1915; Annual Meeting of the Federal Council; Annual Report for 1935; Japan Mission News; The Acts and Proceedings of the General Assembly of the Presbyterian Church in Canada; The Korea Mission Field.

李相勲「東京における朝鮮人教会の形成と接点—1920年代半ばから1945年までを中心に」『宣教学ジャーナル』第13号(2019年), pp. 102-124。

李清一『在日大韓基督教会 宣教100年史(1908～2008)』かんよう出版, 2015年。

飯沼次郎・韓哲曦編『伝道に生きて—在日大韓基督教会と織田樺次』麦秋社, 1986年。

五十嵐喜和『『朝鮮基督教会』合併問題』中、『福音と世界』1992年6月号, pp. 62-75。

梶山積『使命に燃えて: 日本セブンスデー・アドベンチスト教会史』福音社, 1982年。

『古都のひかり—伝道60周年 献堂20周年記念誌』セブンスデー・アドベンチスト京都教会, 1983年。

宗教行政研究会編『昭和九年版 宗教法令類纂』宗教行政研究会, 1934年。

高野昭雄「戦前期京都市郊外吉祥院における朝鮮人の流入過程」『在日朝鮮人史研究』第35号(2005年10月), pp. 59-83。

鄭鍾賢『帝国大学の朝鮮人: 大韓民国エリートの起源』渡辺直紀訳, 慶應義塾大学出版会, 2021年。

鄭富京「戦時下における在日本朝鮮基督教会(1908～1945): 京都における在日本朝鮮基督教会を中心に」同志社大学神学研究科修士論文, 2001年。

同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編『戦時下のキリスト教運動』1, 新教出版社, 1972年。

日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編『日本基督教団史資料集』第1巻, 日本基督教団出版局, 1997年。

金守珍『京都教会の歴史(1925～1998)』쿰란出版社, 1998年。

盧震鉉『真実과 証言』도서출판 하나, 1995年。

박형우・여인석「解剖学者 崔明鶴」『医史学』第1巻第1号(1992年), pp. 88-91。

『영지교회 40년사』영지교회, 1993年。

俞錫溶他編『在日大韓基督教京都教会50年史』在日大韓基督教京都教会50年史編纂委員会, 1978年。

이상훈「초기 재일조선인 선교에 대한 재고찰-미국 선교단체의 역할을 중심으로」『한국교회와 역사』47号(2017年9月), pp. 269-299。

이상훈「조선 장로회와 감리회에 의한 재도교 조선인에 대한 공동선교-1920년대 후반부터 1930년대 후반까지를 중심으로-」『신학논단』第96輯(2019年6月), pp. 197-222。

이응호『한국 성결교회의 역사』10, 성결문화사, 2010年。